

広島県公営企業管理規程第一号

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改

正する規程

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「職員の」の下に「職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び」を、「同じ。」の下に「職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。